

成年後見制度の利用をお考えのみなさまへ 《コスモス会員に聞いてみた！一問一答》 編

Q 1 制度利用を躊躇されている方が多いと聞きますが・・・

- A 1
- ・ 費用面でのご心配の声も多くありますが、報酬は本人の収支から家庭裁判所が無理のない範囲で決めますので、ご安心ください。
 - ・ 財産を預けることに心配を感じる方もいらっしゃるようですが、コスモスでは業務管理報告が義務付けられているので、安心してお任せください。
 - ・ 制度がわかりづらいとの声も多くありますので、丁寧な説明をし、わかりやすくお話するように心がけています。

Q 2 受任に際して心がけていることは・・・

- A 2
- ・ どこまでも「ご本人のために」という視点で考え行動しています。
 - ・ 本人にとってのベストが何なのかを常に意識しています。
 - ・ 自分の健康管理に神経を使っています。何かあったときにすぐ対応できる体制でいられるように生活状態を見直しました。
 - ・ どうすればご本人が満足し、いきいきと生活していただけるかを意識しています。

Q 3 この仕事のやりがいは・・・

- A 3
- ・ 受任の時点では本人も周囲の方も、どうにもならず困り抜いている状況が多いと思いますが、ご本人が安心して暮らせる状況を作ることができたとき、やりがいを感じます。
 - ・ ご本人だけでなく、施設関係者やケアマネージャーなど、本人をとりまく関係者の方からも喜ばれることです。
 - ・ 自分が後見人等として関わることで、ご本人の生活が整い、安心して穏やかに生活していただいている姿を見たとき、やりがいを感じます。

制度を利用されようとする方は、お一人お一人状況が異なりますので、まずはご相談ください。

私たちは、研修などを通じて、会員の能力・資質の維持と向上に努めております。また、指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しております。

コスモスおおさか 秋のおまつり出店スケジュール



私たちコスモスおおさかの活動を地域の方々に知って頂くために
各地で開催される市民まつり、区民まつりなどに出品し、「無料相談会」を行っています。
成年後見制度をはじめ、遺言や相続など、ご自身やご家族の安心について相談できる
ブースです。お近くにお越しの際は、ぜひお気軽にお立ち寄りください！

第45回福島区民まつり

10月19日（土）10:00～16:00

場所：下福島公園



北区民カーニバル

10月20日（日）9:30～16:00

場所：扇町公園



秋の咲笑まつり

10月20日（日）10:00～11:30

場所：池田市民文化会館



第45回すみよし区民まつり

10月26日（土）10:00～15:00

場所：沢之町運動場



西区民まつり

11月3日（日）9:30～16:00

場所：西区民センター付近



脳トレ体験と

成年後見制度の説明

11月26日（火）、3月3日（火）

いずれも 13:30～15:00

場所：豊中市市民情報サロン



他にもこんな活動をしています！

《定期開催》お初天神相談会

日時：偶数月の第3木曜

16:00～18:00

場所：お初天神（露天神社）



大阪は北区曽根崎にあるお初天神で、定期的にコスモスおおさかは活動しています。写真の「無料相談会」ののぼりが目印！お散歩やお買い物のついでに、気軽に立ち寄って頂きたいと始めました。日頃はなかなか時間が取れないけれど、のぼりを見て「そういえば、ちょっと教えて欲しいんやけど…」という方が多くお見えになります。お近くにお越しの際は、お気軽にご相談くださいね。（予約不要）

《定期開催》福島区福祉なんでも相談会

日時：毎月第4金曜

10:30～13:00

場所：福島区役所



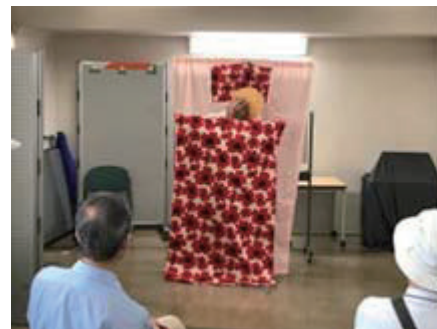
人生の終盤に差し掛かり、気がかりになってくるのは「認知症を発症したら…」という事ばかりではありませんよね。介護の事や財産の事、家族の事などなど。色々な悩みを相談するうちに「成年後見」という言葉に出会う方も少なくないと思います。制度をうまく活用するにはそれぞれの専門家が心強いサポーターになります。そんな風に、色々な心配事の解決の糸口となる相談会です。（予約不要）



そして！ お声が掛ければこんな事も！

コスモスおおさか一座 寸劇セミナー

「成年後見」って、何だか難しそう・・・お金も全部管理されて、自分の好きな事には使えないんじゃない？？成年後見制度は、実は介護保険制度と同じ年にスタートしました。でも、介護保険制度ほど知られていないのです。そこには、様々な不安や心配・・・そして「誤解」があります。近寄りがたそうな「成年後見制度」について、分かりやすくちょっと面白く解説するのが、コスモスおおさか一座寸劇セミナーです。吉本新喜劇も真っ青！は言い過ぎですけど（当然！）ご参加の皆さんは、お勉強半分、笑い半分で楽しんでくださっています。



コスモスおおさか 成年後見セミナー

ご家族の制度利用をご検討されている方、普段利用者様と接するケアマネジャーの皆さんの勉強会などに、成年後見制度のセミナーをご依頼頂くこともあります。

成年後見だけでなく、遺言や相続などを含め、終活の一環として知識の習得に役立ちます。

ご参加の皆様は、どなたも熱心に受講してくださいました。

2019年6月27日

なにわ和楽日の会にて



2019年6月27日

豊中中央包括支援センターにて



日本行政書士会連合会
公式キャラクター
ユキマサくん



こんなときはどうすればいいの？



不動産の処分

Q 認知症がひどく老人ホームに入所している父がいます。父が住んでいた家を売りたいのですがどうしたらよいのでしょうか？

A 本人の生活費や入院・入所費の支払いのために必要なときは、成年後見制度を利用してご本人が住んでいた家などを処分することができます。ただし、成年後見制度は、本人のために財産管理・身上監護をする制度ですので、ただ単に不動産を現金化することが目的での制度利用はできません。まずは家庭裁判所に相談することが必要です。

遺産分割協議

Q 父が亡くなりました。遺産分割協議をしたいのですが、母は認知症で相続について理解できません。どうしたらよいのでしょうか？

A 成年後見制度を利用し、後見人がお母様に代わって遺産分割協議に加わるようになります。後見人は、ご本人のために法定相続分を確保しなければなりません。遺産分割については家庭裁判所の監督を受けることになります。また、遺産分割が完了しても、後見は終了しないことに留意しなければなりません。

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターは、平成22年8月に、日本行政書士会連合会により行政書士を正会員として設立された、『成年後見制度』に取り組む行政書士の団体です。ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活をおくれるよう、財産管理、身上監護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的としています。

全国に42支部、会員数2,018名で活動しています。(令和元年7月1日現在)
大阪においては平成23年8月1日に大阪府支部(通称:コスモスおおさか)が発足しました。

今後もコスモスおおさかは、成年後見制度の一層の利用促進に向けて誠心誠意取り組んでまいりますので、是非コスモスおおさかをご活用ください。

～成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは～

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

URL <http://cosmos-osaka.com/>

検索ワード:

コスモスおおさか

検索

TEL: 06-6943-7517

*コスモス会員が不在の場合は、事務担当者が電話に出ますので、ご用件と連絡先をお願いします。
後ほど、コスモス会員から連絡させていただきます。